

新潟市子育て短期支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に規定する児童をいう。以下同じ。）を養育している家庭の保護者が、疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合に、児童福祉施設等において一定期間、養育を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体及び実施施設)

第2条 事業の実施主体は新潟市とし、あらかじめ市長が委託契約を締結した、児童を適切に養育できると認められる施設（以下「実施施設」という。）において行うものとする。

2 実施施設は、児童の状況を充分把握のうえ、安全かつ適切な養育に努めなければならない。

3 実施施設は、児童の年齢、性別等に応じて人員を配置すること。また、速やかに緊急対応できる人員体制を整え、事故防止対策を徹底すること。

(事業の種類及び内容)

第3条 子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業とし、その内容は、児童を一定期間、実施施設に宿泊させ、養育を行うものとする。また、必要に応じて、保護者に対して育児不安の解消のための相談・支援を実施する。

2 実施施設は、利用児童のうち乳児に対しては、毎日定時に授乳、食事、おむつの交換、日光浴、午睡等を行い、当該児童の健全な発達を保障し及び増進に努めるものとする。また、乳児を除く児童に対しては食事及び居室の提供、児童の健康状態の観察等を行い、当該児童が心身ともにすこやかに育成するよう努めるものとする。

(利用対象者)

第4条 この事業で対象となる者は、新潟市内に住所を有する（または、市内に居住する）

児童とする。ただし、児童が次の各号のいずれかに該当する場合は利用できないものとする。また、利用中であっても利用を解除することがある。

- (1) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症その他の感染性疾患を有し、他の児童に伝染するおそれがあると認められるとき
- (2) 前号に掲げるほか、医療機関で治療を受ける必要があると認められるとき
- (3) 専門的な看護、介護を必要としているとき
- (4) 児童が極度の多動性等を有し、集団生活に適さないとき
- (5) 前4号に掲げるほか、実施施設において養育することが困難である、又は他の方法による保護が適当であると市長が認めたとき。

(利用要件)

第5条 この事業は、児童の保護者（以下「保護者」という。）が次の各号のいずれかに該当し、かつ、他に養育する者がいないため児童を一時的に家庭において養育できない場合に利用できるものとする。

- (1) 疾病、けが、出産等による入院、加療、療養を要する場合
- (2) 親族の疾病等により、その看護又は介護に従事する場合
- (3) 事故や災害にあった場合
- (4) 冠婚葬祭、学校等の公的行事等に出席する場合
- (5) 仕事で出張する場合
- (6) 育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由により休養を要する場合
- (7) その他、前各号に準ずる事情があり、市長が特にやむをえないと認める場合

(利用日数)

第6条 保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案して新潟市が必要と認める期間とする。ただし、過度な長期間は認めない。

(利用手続等)

第7条 保護者は、この事業を利用するときは、子育て短期支援事業利用申請書（別記様

式第1号)を市長に提出しなければならない。この場合において、別表の世帯区分に規定される生活保護世帯及び市民税非課税世帯は、同意書に同意することで、そのことを証明する書類の提出を省略するものとする。ただし、新潟市への転入世帯等の場合には、16歳以上の世帯員分の、当該年度の区市町村民税が非課税であることを記した、区市町村が発行する証明書を添えるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、利用の可否を決定し、子育て短期支援事業利用決定(不承認)通知書(別記様式第2号)により保護者に通知するものとする。

3 市長は、利用の決定を行ったときは、子育て短期支援事業委託通知書(別記様式第3号)により実施施設に通知するものとする。

4 保護者は、第2項で承認された利用内容を変更しようとするときは、直ちに子育て短期支援事業利用変更(中止)申請書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、子育て短期支援事業利用変更決定(不承認)通知書(別記様式第5号)により保護者に通知するものとする。

6 市長は、利用変更の決定を行ったときは、子育て短期支援事業委託通知書(別記様式第6号)により実施施設に通知するものとする。

7 第1項及び第4項に規定する申請は、特に緊急を要する場合にあっては、この限りではない。

8 保護者は、利用に際して、実施施設の長に、児童の健康状態、その他養育上必要な事項について説明を行わなければならない。

(利用の取消し)

第8条 市長は、保護者が次の各号の一に該当する場合は、第7条第2項及び第5項の規定による利用の決定を取り消すことができる。

(1) 第5条各号に規定する利用要件に該当しなくなったとき

(2) 児童が児童福祉施設等へ入所措置されるとき

(3) 虚偽その他不正な手段により利用の決定を受けたとき

(4) 児童が子育て短期支援事業の利用申請後及び利用中に、第4条ただし書きの規定に該当することとなったとき

2 保護者は、利用申請後及び利用期間中は、常に連絡先を明らかにしておくとともに、第4条ただし書きの規定に該当した場合は直ちに児童を実施施設から引き取らなければならない。

(保護者の費用負担)

第9条 保護者は、別表に掲げる区分に従い、定められた利用料を支払わなければならない。なお、費用の納付は市の発行する納入通知書により行うものとする。

2 利用期間中の児童のおむつ代等の実費、実施施設がやむを得ず支払った医療費、交通費及びその他の経費は保護者の負担とし、これを実施施設に支払うものとする。

3 実施施設への児童の送迎は、保護者が行うものとする。

(実績報告)

第10条 実施施設は、当該月の事業実績を子育て短期支援事業報告書(別記様式第7号)により、速やかに市長に提出するものとする。

(帳簿等の備付け)

第11条 実施施設の長は、関係書類を整理し、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え付けておかななければならない。

(1) 利用中の児童の生活状況等を明らかにした記録

(2) 利用に係る収入及び支出を明らかにした書類

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(被保護世帯等に関する特例)

1 平成25年7月31日において現に生活保護法(昭和25年法律第144号)による

被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付の受給世帯(以下この項及び次項において「被保護世帯等」という。)であつて、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も被保護世帯等であつた世帯に係る別表の規定の適用については、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間は、当該世帯を被保護世帯等とみなす。

2 平成26年3月31日において現に生活保護等受給者であつて、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も被保護世帯等であつた世帯に係る別表の規定の適用については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は、当該世帯を被保護世帯等とみなす。

3 平成27年3月31日において現に生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付の受給世帯(以下「被保護世帯等」という。)であつて、平成27年厚生労働省告示第227号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も被保護世帯等であつた世帯に係る別表の規定の適用については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、当該世帯を被保護世帯等とみなす。

4 平成30年3月31日において現に被保護世帯等であつて、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も被保護世帯等であつた世帯に係る別表の規定の適用については、平成30年10月1日から平成31年3月31日までの間は、当該世帯を被保護世帯等とみなす。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱中、別表及び別記様式の改正規定については、公布の日から、その他の規定は、平成25年8月1日から施行する。

2 改正後の別表及び別記様式の規定は、平成25年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成26年5月16日から施行し、この要綱による改正後の新潟市子育て短期支援事業実施要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成27年6月30日から施行し、この要綱による改正後の新潟市子育て短期支援事業実施要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は公布の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市子育て短期支援事業実施要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和3年7月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和3年7月1日からこの要綱の施行の日までの間に、改正後の別表の規定（以下「改正後の規定」という。）により算定した利用料の額が、改正前の別表に規定する地方税法の規定の例により算定した利用料の額を超えるときは、改正後の規定を適用しないものとする。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

子育て短期支援事業利用料（児童1人1日あたり）

世帯区分	2歳未満児	2歳以上児
生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,350円	2,750円

- ・ 1日とは、0時から23時59分までをいう。（例：2泊3日ならば3日分となる。）
- ・ 年齢は利用日初日の満年齢とする。（誕生日前日に満年齢となる。）
- ・ 非課税の判定は、児童が属する16歳以上の世帯員の当該年度にかかる市民税の課税状況による。ただし、4月から6月の場合は、前年度分の課税状況による。
- ・ 未申告や海外転入などにより、非課税を証明できない場合は課税世帯として扱う。

子育て短期支援事業利用決定（不承認）通知書

第 号
年 月 日

〒

住所

氏名 様

新潟市長

印

下記のとおり、子育て短期支援事業利用を決定（不承認）としましたので通知します。

対象児童名	氏名	性別	生年月日	年齢
		男・女	年 月 日	歳
		男・女	年 月 日	歳
利用期間	利用開始日時		利用終了日時	
	年 月 日 時		年 月 日 時	
利用施設				
利用料				円
(利用単価×日数)	(1日あたり	円×		日間)
その他				
不承認の場合は その理由				

注意

1 この通知に記載された事項について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し審査請求をすることができます。

2 この通知に記載された事項の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提訴することができます。なお、6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この通知に記載された事項の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

※この決定通知書を利用当日実施施設にご持参ください。

※利用料は利用後、市からお送りする納入通知書でお支払いください。

別記様式第3号（第7条関係）

子育て短期支援事業委託通知書

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

実施施設

様

新潟市長

印

下記のとおり、子育て短期支援事業利用を決定しましたので通知します。

対象児童名	ふりがな	性別	生年月日	年齢	
	氏名				
		男・女	年 月 日	歳	
		男・女	年 月 日	歳	
利用期間	利用開始日時		利用開始日時		
	年 月 日 時		年 月 日 時		
	年 月 日 時		年 月 日 時		
申請者（保護者）	ふりがな	年齢	備考（勤務先等）		
	氏名				
		歳			
	住所	新潟市 区			
	連絡先	電話番号			
		緊急連絡先	氏名	児童との関係	電話番号
家庭状況					
申請理由					

子育て短期支援事業利用変更（中止）申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

下記のとおり、利用内容を変更（中止）したいので申請します。

対象児童名	ふりがな	性別	生 年 月 日	
	氏 名			
		男 ・ 女	年 月 日	
		男 ・ 女	年 月 日	
（保 申請者） 護 者）	氏 名			
	住 所	新潟市 区		
	電話番号			
変更内容 (該当する項目に <input checked="" type="checkbox"/> を付け、内容をお書きください)		変更前	変更後	
	<input type="checkbox"/> 日時の変更			
	<input type="checkbox"/> 利用施設の変更			
	<input type="checkbox"/> 利用の中止			
	<input type="checkbox"/> その他の変更			
変更理由				

子育て短期支援事業利用変更（中止）決定通知書

第 号
年 月 日

〒

住所

氏名 様

新潟市長

印

年 月 日に申請のありました利用内容については、下記のとおり変更（中止）しましたので通知します。

対象児童名	氏名	性別	生年月日	年齢
		男・女	年 月 日	歳
		男・女	年 月 日	歳
変更内容	変更前		変更後	
	<input type="checkbox"/> 日時の変更			
	<input type="checkbox"/> 利用施設の変更			
	<input type="checkbox"/> 利用の中止			
<input type="checkbox"/> その他の変更				
変更理由				

注意

- この通知に記載された事項について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し審査請求をすることができます。
- この通知に記載された事項の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提訴することができます。なお、6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この通知に記載された事項の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

子育て短期支援事業委託変更（中止）通知書

第 号
年 月 日

実施施設

様

新潟市長

印

下記のとおり、子育て短期支援事業の利用を変更（中止）しましたので通知します。

対象児童名	氏名	性別	生年月日	年齢
		男・女	年 月 日	歳
		男・女	年 月 日	歳
変更内容		変更前	変更後	
	<input type="checkbox"/> 日時の変更			
	<input type="checkbox"/> 利用施設の変更			
	<input type="checkbox"/> 利用の中止			
	<input type="checkbox"/> その他の変更			
変更理由				

年 月 日

子育て短期支援事業委託報告書

（ 年 月分 ）

（宛先）新潟市長

住 所

法人名

施設名

代表者職氏名

新潟市子育て短期支援事業実施要綱第10条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

事業実施内訳書

利用児童名	児童の生年月日	利用期間 (日数)
	年 月 日	日 ~ 日 (日間)
	年 月 日	日 ~ 日 (日間)
	年 月 日	日 ~ 日 (日間)
	年 月 日	日 ~ 日 (日間)